

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会 副事務総長の職務権限規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会（以下、「協会」という。）定款第 2 2 条第 2 項の規定に基づき、副事務総長の所掌業務を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 副事務総長の所掌事務は、次の表に定めるとおりとする。

担 当	所 掌 事 務
小野平八郎副事務総長	総合戦略室の事務に関すること。
高科淳副事務総長	経営企画室、監査室、総務局、広報・プロモーション局、企画局、催事局及び ICT 局の事務に関すること。
東川直正副事務総長	会場運営局、危機管理局及び交通局の事務に関すること。
田中清剛副事務総長	整備局の事務に関すること。
櫛真夏副事務総長	国際局の事務に関すること。

ただし、重要事項及び各局にまたがる事項については、上記の規定にかかわらず、相互に連携するものとする。

(細則)

第 3 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(改廃)

第 4 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 7 月 5 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 10 月 21 日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年5月8日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年9月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。